

# 天塩町 先進不妊治療費等助成事業のご案内

天塩町では、医療保険適用の特定不妊治療（生殖補助医療）と併用して先進医療を受けた方に対し、先進医療に要した治療費及び交通費の一部を助成します。

## 対象者

下記の全てに該当する方

- ① 婚姻をしている夫婦（原則、法律婚を対象とするが、事実婚関係にある者も対象とする。）
- ② 夫婦いずれかが、天塩町に住民登録をしており、かつ居住している方
- ③ 夫婦ともに各種健康保険に加入している方
- ④ 町税等の滞納がない方
- ⑤ 他の市町村から同一治療において、同様の助成を受けていない方
- ⑥ 治療を開始日の女性の年齢が43歳未満であること

※対象年齢および助成回数は医療保険の適用要件と同じです。

（治療開始日の女性の年齢が40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満の場合は通算3回まで）



## 助成の概要

### 【対象者となる費用】

下記のすべてに該当する費用

- ① 医療保険適用の特定不妊治療（生殖補助医療）と併用して実施された先進医療
- ② 先進医療の実施機関として承認された医療機関で受けた治療であること
- ③ 厚生労働省より告示された医療技術であること（下記のとおり※令和5年12月1日時点）

・子宮内膜刺激術（SEET法）	・子宮内細菌叢検査2（子宮内フローラ）
・タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養	・子宮内膜受容能検査2（子宮内膜受容期検査）（ERpeak）
・子宮内膜擦過術（子宮内膜スクラッチ）	・強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術（IMSI）
・ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSI）	・膜構造を用いた生理学的精子選択術（Zymot）
・子宮内膜受容能検査1（ERA）	・タクロリムス投与療法
・子宮内細菌叢検査1（EMMA/ALIGE）	・着床前胚異数性検査
・二段階胚移植術	

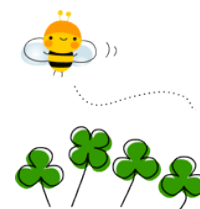
### 【助成内容】

- 治療費：1回の治療につき、先進医療に要した自己負担額の10分の7について、3万5千円を限度に助成します。
- 交通費：距離数に応じて設定された補助基準額の3分の2（裏面参照）を、1回の治療につき5回まで助成します。

※1回の治療とは、採卵準備のための投薬開始から妊娠確認等にいたる一連の過程のことをいいます

## 交通費基準額

距離区分	補助単価（往復）	助成額 (3分の2を乗じた額)
25kmを超えて50kmまで	1,430円	953円
50kmを超えて75kmまで	2,450円	1,633円
75kmを超えて100kmまで	3,200円	2,133円
100kmを超えて125kmまで	4,520円	3,013円
125kmを超えて150kmまで	5,150円	3,433円
150kmを超えて175kmまで	5,880円	3,920円
175kmを超えて200kmまで	6,720円	4,480円
200kmを超えて225kmまで	8,080円	5,386円
225kmを超えて250kmまで	8,820円	5,880円
250kmを超えて275kmまで	9,550円	6,366円
275kmを超える	10,180円	6,786円



## 申請の手続き

### 【申請期限】

申請する方は、治療が終了した日の属する年度内に申請してください。

（書類の準備に時間を要する場合はご相談ください）

※ 町では特定不妊治療（生殖補助医療）の助成も行っています。別途、申請が必要です。

### 【申請書類・必要なもの】

①	天塩町先進不妊治療費等助成事業申請書（第1号様式）
②	天塩町先進不妊治療等助成事業受診証明書（第2号様式）
③	夫及び妻の戸籍謄本、又は戸籍全部事項証明書（日本国籍を有しない場合は住民票の写し）
④	先進不妊治療に要した費用の領収書
⑤	健康保険証（夫婦ともに提示してください）
⑥	印鑑（夫婦別々の印鑑が必要です）
⑦	通帳等、振込先口座番号が確認できるもの

※申請書類について、特定不妊治療費助成の申請書類と共通しているものは、その写しとすることができます。

【支給方法】 原則として、口座振込とします。

## 申請窓口・お問い合わせ先

天塩町福祉課ふれあい係

電話 2-1728 【福祉課直通】

◎申請手続きは相談室等で行います。保健師が不在となる場合がありますので、お越しの際には事前にふれあい係までお電話ください。